

# 債権管理に関する取組方針

平成 28 (2016) 年 3 月 18 日

改定 令和 3 (2021) 年 3 月 18 日

栃木県債権管理連絡会議

## 1. はじめに

貸付金や使用料、負担金等の県が有する債権は県民の重要な財産であり、常に適正な管理、回収に努めなければならない、県民負担の公平性・公正性を確保する観点からも滞納を未然に防止するとともに、悪質な滞納に対しては、適正に対処する必要がある。

本県では、平成 21(2009)年 2 月に債権管理に係る全庁的な指針となる「債権管理の適正化のための取組方針」を策定し、各種施策に取り組んできたところであるが、収入未済額の一層の縮減を図るため、平成 28(2016)年以降は「とちぎ行革プラン 2016」(平成 28(2016)年 2 月策定)に基づき未収債権対策を継続してきた。

同プランは令和 2(2020)年度末をもって推進期間を終了し、今後は次期プランに基づき対策を継続することから、全庁的な取組方針と数値目標を取りまとめた本方針についても併せて改定を行い、引き続き適正な債権管理を図っていくこととする。

## 2. これまでの取組の成果と課題

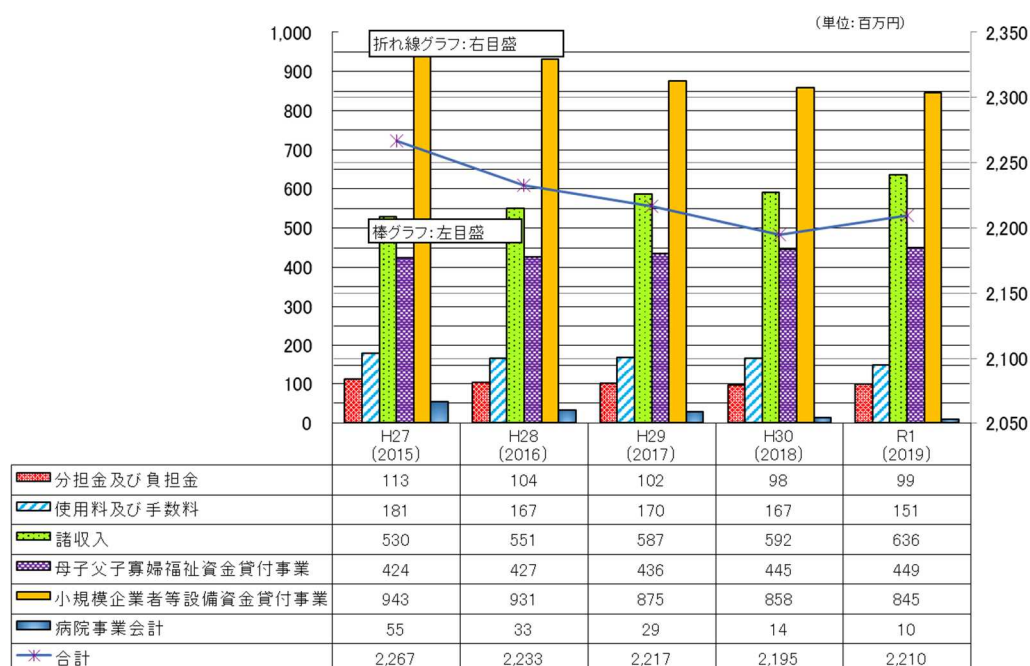
### (1) 現状

令和元(2019)年度末の収入未済額及び収入未済額の推移については、次のとおりである。

#### ア 令和元(2019)年度末の収入未済額

会計区分	金額(千円)	主な科目
一般会計	分担金及び負担金	99,303 児童養護費負担金
	使用料及び手数料	150,774 県営住宅使用料
	諸収入	635,733 原状回復事業費弁償金 生活保護費返還金 補助金返還金 大学等進学奨励費貸付金 高等学校等修学資金貸付金 国家賠償法に基づく求償
	小計	885,810
特別会計	1,314,726	林業・木材産業改善資金貸付事業 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 小規模企業者等設備資金貸付事業
公営企業会計	9,629	病院事業会計 (保険者に対する診療報酬請求にかかる未収金を除く)
合計	2,210,165	

## イ 収入未済額の推移



## (2) 取組成果

### ○ 栃木県債権管理連絡会議の開催

債権に関する進行管理・情報共有を図ることにより、各部局における債権管理に対する意識の向上を図った。

### ○ 民間活力の導入拡大

サービサーについては、平成 22(2010) 年度から導入していた母子父子寡婦福祉資金貸付金・県営住宅使用料に加え、平成 27(2015) 年度からは中小企業高度化資金貸付金、平成 30(2018) 年度からは高等学校等修学資金貸付金に導入し、一定の成果を上げた。

また、平成 25(2013) 年度からは、県営住宅使用料・病院事業会計において弁護士法人へ債権回収業務を委託するなど、民間活力の活用により、債権回収の強化を図った。

### ○ 職員の実務能力の向上

平成 28(2016) 年度以降は、債権担当者を対象とした金融機関の専門家による研修会を開催したほか、会計管理課が他自治体の実務経験者を講師とした研修会を開催する等、債権の管理・回収に係る実務的な手法を学ぶ機会を設けた。

また、税務課主催の税務新任者研修(徴税部門)に各部局の担当者が参加し、公法上の債権(地方税の滞納処分等の例により処理できる債権)の処理など、徴税ノウハウの修得に努めた。

### ○ 債権管理ガイドラインの改訂

令和 2(2020) 年 3 月に「財務会計事務マニュアル」の債権管理の項目の一部を民法改正に伴い改訂した。

### (3) 課題

#### ○ 収入未済額の増加

本県の収入未済額は、平成 24(2012)年度以降減少傾向にあったが、令和元(2019)年度末については、新型コロナウイルスや台風災害等の影響により、平成 30(2018)年度末の状況(総額 2,195 百万円)と比較すると、特別会計で 9 百万円、公営企業会計で 5 百万円減少したものの、一般会計で、29 百万円増加したため、総額で 2,210 百万円となり、15 百万円の増加となった。

## 3. 全庁的な基本方針

### (1) 基本方針

#### ①滞納の未然防止(期限内回収まで)

滞納を未然に防止するためには、事案の決定前の準備が何よりも重要であることから、審査の強化、債務者等に対する制度の周知、債務者の状況調査を適切に行う。

また、期限内回収を確実にするため、債務者等への納付案内や窓口指導を適切に行うとともに、管理台帳の整備など内部管理体制の強化を図る。

#### ②債権回収の強化(滞納債権の発生)

適正な督促、迅速な納付指導により早期の回収に努めることを基本としつつ、資力がありながら納付意思がない、いわゆる悪質滞納者に対しては、支払督促の申立て・訴訟の提起・強制執行等の法的処理や民間活力の活用等も検討し、債権回収の強化を図る。

#### ③債権の適切な整理(滞納債権の把握)

滞納債権については、内容・滞納者の実態に応じて適切に整理・区分する。また、滞納が長期化し、かつ、行方不明等により回収が見込めない状況にある場合、回収可能性を再度精査の上、不納欠損処理すべき債権は適切に処理する。

#### ④制度運用の徹底(債権管理体制における実効性の確保)

滞納防止のためには、制度そのものの見直しやマニュアルの作成が必要なものもあることから、必要に応じ検討していく。さらには管理体制の強化を図るため、担当職員の研修や取組の進行管理を行う。

### (2) 期間

とちぎ行革プラン 2021 の推進期間に合わせ、令和 3(2021)年度から 7(2025)年度までとする。

### (3) 目標

各年度末において、県全体の

- |                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| ①未収債権額を前年度よりも減少させる。    | (とちぎ行革プラン 2021 における目標) |
| ②新規滞納発生額を前年度よりも減少させる。  | (滞納の未然防止)              |
| ③滞納債権の回収額を前年度よりも増加させる。 | (債権回収の強化)              |

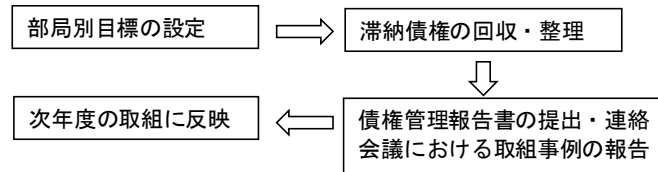
## 4. 今後の取組

### (1) 適正な債権管理の推進体制の確保

#### ① 栃木県債権管理連絡会議の開催

債権に関する全庁的な取組方針の周知徹底・進行管理に加え、各部局の情報交換を実施する。

#### ② PDCAサイクルに基づく取組の推進（計画－実行－評価－改善）



### (2) 職員研修等の実施

債権担当者の実務能力の向上を図るため、実務経験者等による研修会を実施する。

また、徴税ノウハウを活用できるものについては、経営管理部税務課を窓口として、必要な助言・指導を行う。

### (3) 民間能力の活用

引き続き債権回収の強化を図るため、民間委託が可能な業務については、費用対効果に留意しながら、民間能力の活用（サービサーの導入拡大等）を検討する。

### (4) 実務マニュアルの作成・活用

令和2（2020）年3月に改訂した財務会計事務マニュアル（債権管理の項目）を積極的に活用する。

### (5) 適正な債権管理に向けた具体的取組

各部局においては、全庁的な目標及び別紙の具体的取組を踏まえ、数値目標の設定も含めて、各債権の性格に応じた取組目標を策定し、適正な債権管理・回収に向けて、具体的に取り組むものとする。

### (6) 債権の回収強化と適切な整理

資力がありながら滞納している案件については、積極的に法的処理を実行するなど、債権回収の強化を図るとともに、回収が著しく困難と判断される長期滞納債権については、債権放棄等の手続を進める。

項目	内容
<b>1 滞納の未然防止</b>	
①審査等の強化	●貸付時の審査（収入状況、資産状況、負債状況）など債権発生前における調査を強化する。
②債務者等に対する制度の周知	●債務者自身はもとより、連帯保証人に対しても制度に対する理解を促すとともに、債務不履行となった場合の対応等について書面により周知徹底する。 ●債務者等への納付案内、窓口指導を適切に行う。 ●ページー収納サービスを周知するなど納付時の利便性向上に努める。
③債務者の状況調査	●債務者の情報収集、資産状況についてあらゆるケースを想定し、年に1回以上、税務申告書の写し等の提出を求めるなど、幅広く調査を行う。 ●特に、債務者の状況の変化については、的確な把握に努め、必要に応じて、担保の増要求や保証人の入替等の措置を講じる。
④滞納金整理手票の整備	●債務者に関する情報や滞納となった場合の経過等について、関係者との情報共有を円滑にし、また、事務の継続性を確保するため、滞納金整理手票の整備・充実を図る。
<b>2 債権回収の強化</b>	
①適切な督促	●納付期限を過ぎても債務者が履行しないケースでは、法令及び県財務規則に基づく督促を適切に行う。
②早期納付指導	●迅速な納付指導が早期回収の基本であり、電話、文書、戸別訪問等による指導を確実に実施する。
③所在調査・財産調査	●住民票の入手、勤務先の確認等により滞納者の所在の把握に努める。 ●滞納者の財務調査を滞納から6ヶ月以内を目安に実施する。
④時効の更新	●債権の時効による消滅を防止するため、時効更新の手続きを確実に実施する。
⑤法的処理の実行	●再三の納付指導にもかかわらず、督促後相当の期間を経過してもなお納付されない場合には、支払督促の申立て・訴訟の提起・強制執行等法的処理を実行する。
⑥民間活力の活用	●滞納債権の金額、件数、悪質性等を勘案の上、サービサー等への委託が妥当であるとされたものについては、民間活力の活用を検討する。
<b>3 債権の適切な整理</b>	
①債権の状況に応じた整理	●滞納内容・債務者の実態に応じ、適切に債権の整理・区分を行う。
②長期滞納債権等への対応	●長期滞納債権のうち、回収が著しく困難と判断される債権や法令等の要件に該当するものについては債権放棄等の手続きを進める。 ●時効が到来した債権、県が権利を放棄した債権等について、不納欠損の整理を適切に行う。
<b>4 制度運用の徹底</b>	
①制度の見直し	●滞納事案発生要因を分析し、その結果を踏まえ、制度そのものについて、滞納防止のための具体的な見直しを行う。
②マニュアルの活用	●財務会計事務マニュアル（債権管理の項目）を積極的に活用する。
③担当職員の研修	●職員の知識、技術の向上を図るため、関係各課の相互協力の下、研修会を適宜実施する。
④取組の進行管理	●債権の主管課による進行管理はもとより、各部幹事課による進行管理を徹底し、滞納債権の縮減に努める。
⑤モラル向上に向けた周知・広報	●貸付金等の制度本来の趣旨、実績等を広くPRし、債務履行の必要性について周知を図る。